

「除雪サービス(無料)」は、 廃止されました

令和2年度まで社会福祉協議会で行っていた
「除雪サービス(無料)」は、実施業者等の確保が
困難となり廃止されました。

令和3年度からは
新たに「除雪費助成事業」を行います。

高齢者世帯等除雪支援助成金交付事業

「除雪費用を助成」します

所得制限などが設定されています。

《対象事業》

生活の本拠である住居等の除雪を「除雪事業者（個人や企業・自治会）等」に委託して行う除雪作業です。

《対象世帯》

枝幸町に居住している町民で、次のすべてに該当する世帯が対象です。ただし、多世帯住宅や同居世帯は、同一世帯とみなします。

- ① 自力で除雪することが困難である世帯
- ② 3親等内の親族から労力や経済的な援助が受けられない世帯
- ③ 民間集合住宅及び公営住宅以外に居住する世帯

《対象条件》

次のいずれかに該当する世帯。ただし、施設入所者及び長期入院者のみの世帯は除きます。

- ① 70歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者福祉法施行規則に規定する障害の等級が、1級、2級または肢体不自由区分の下肢、体幹に該当する方だけの世帯
- ③ 要介護1以上の介護認定を受けている単身者世帯
- ④ 前各号に掲げる世帯により構成される世帯
- ⑤ その他町長が特に必要があると認めた世帯

《所得条件と助成金額》

所得条件と助成金額の上限及び月割で該当になる場合の金額は、次のとおりです。

- ① 町民税非課税世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **上限額 5万円（月額1万円）**
- ② 町民税均等割のみが課税されている世帯・・・・・・・・ **上限額 5万円（月額1万円）**
- ③ 前年度の合計所得金額が200万円未満の世帯・・・・ **上限額 3万円（月額6千円）**

《対象期間》

11月1日から3月31日まで

※申請手続きは、お近くの民生委員にご相談いただくか
町ホームページでご確認願います。

私たちに
ご相談ください



民生委員

【問い合わせ先】保健福祉課福祉介護グループ（電話 62-1337）

「除雪事業者（個人や企業・自治会）」の皆様へ

「高齢者世帯等除雪支援助成金交付事業」に

該当する対象世帯の**除雪にご協力を**お願いします。

この事業は、「除雪事業者（個人や企業・自治会）」が高齢者等の対象世帯から委託を受けて行う除雪作業です。

個人の場合は、18歳以上の町民が、企業・自治会等は町内で活動している団体が対象となります。

ただし、個人委託の場合のみ3親等以内の親族に対して行う除雪は、対象となりません。

この事業による「高齢者世帯等」の委託を受け、除雪作業を行われる「除雪事業者（個人や企業・自治会）」の皆様には、次の制度が適用されます。

《遠距離加算》

除雪の移動に要する距離が5キロメートルを超える場合は、その超える距離1キロメートル当たり1千円を除雪事業者に支給します。

ただし、一のルート上に複数の対象世帯がある場合には、当該対象世帯の間を通常利用する最短距離で移動した距離の合計とし、その距離の確認方法は、インターネット等の電子地図システムを利用して測定します。

《受領委任と概算払》

助成対象世帯の申し出により、除雪事業者が同意した場合には、助成金の受領委任ができます。また、受領委任の場合には、概算払を受けることができます。

(1) 助成額が5万円の場合の概算払は、3万円以内です。

(2) 助成額が3万円の場合の概算払は、2万円以内です。

《事業者の協力》

対象世帯に異常を感じた場合には、警察署または消防署等への通報をお願いします。

《その他》

高齢者世帯等の代わりに、委託を受けた除雪事業者が代理申請することもできます。

除雪委託に係る作業内容については、当事者間で協議・決定してください。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】保健福祉課福祉介護グループ（電話62-1337）